

平成 20 年 6 月 5 日

ふるさと納税制度への対応について

担当 企画政策課

内線 2210

平成 20 年 4 月 30 日、地方税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 21 号）が成立し、地方公共団体に対する寄附金税制の見直し、いわゆる「ふるさと納税制度」が導入されました。本市においても、ふるさと納税に関する対応を行うべく、受け入れ窓口等を設け、全国の奈良ファンが奈良市に寄附をしていただけるよう体制を整えることにいたしました。

1 「ふるさと納税制度」とは

「ふるさと」を応援したい、貢献したいという納税者の思いを実現するため、納税者が「ふるさと」と思われる地方公共団体に寄附をされた場合、その一定限度までを所得税と合わせ個人住民税から控除する寄附金税制のことです。

2 基金の設置

寄附をお願いする分野と用途を明確にし、寄附金の受け皿としての基金を設置しようとするものです。

予定している基金名称「奈良市心のふるさと応援基金」

3 寄附をお願いする分野

文化財の保存及び活用事業
観光振興事業
平城遷都 1300 年祭
その他、市の事業全般

4 税制上の優遇措置

寄附していただいた金額のうち、5,000 円を超える部分について、所得税と合わせて住民税の税額が軽減されます。軽減措置は、個人住民税所得割分の概ね 1 割程度を限度として適用されます。

5 寄附者への対応

寄附者からの入金を確認後、お礼状、寄附金領収済証明書、観光パンフ、市写真美術館等の招待券等を送付する予定。

「奈良市心のふるさと応援寄附」の流れ（案）

